

新旧対照表

(とん税法及び特別とん税基本通達) 5/1 施行

新	旧
<p>(特別納税義務者の承認の申請)</p> <p>4 4 法第4条第2項の承認の申請は、「とん税及び特別とん税納税義務者承認申請書」(S 1010)2通(当該開港に係るとん税の徴収事務を行う他の税関官署(以下「関係官署」という。)があるときは、その数に相当する数を加える。)を提出して行わせる。特別納税義務者の承認申請は、開港ごとに行わせるものとし、一の船舶について開港によつて特別納税義務者が異なつても差し支えない。</p> <p>申請書の記載事項等については、令第1条第1項((船長以外の者を納税義務者とする場合の承認の申請手続))の規定によるほか、次による。</p> <p>申請者である運航者が法人である場合には、当該法人の代表者(当該法人の代理権を有する支店長又は営業所長等であつて会社法(平成17年法律第86号)第918条((支配人の登記))の規定により登記した者を含む。)の名で申請させる。</p> <p>特別納税義務者となるべき者が法人である場合にも上記 と同様とするが、その者が外国法人である場合には会社法第933条((外国会社の登記))の規定により登記した本邦における主たる営業所の所在地、名称及び代表者の氏名を申請書に併記させる。</p> <p>~ (省略)</p> <p>(外国法人の登記事項証明書)</p> <p>4 5 令第1条第2項((船長以外の者を納税義務者とする場合の承認の申請に係る添付書類))の規定により申請書に添付すべき法人の登記事項証明書は、外国法人にあつては、会社法第933条の規定により登記した本邦における主たる営業所の登記事項証明書とする。</p>	<p>(特別納税義務者の承認の申請)</p> <p>4 4 法第4条第2項の承認の申請は、「とん税及び特別とん税納税義務者承認申請書」(S 1010)2通(当該開港に係るとん税の徴収事務を行う他の税関官署(以下「関係官署」という。)があるときは、その数に相当する数を加える。)を提出して行わせる。特別納税義務者の承認申請は、開港ごとに行わせるものとし、一の船舶について開港によつて特別納税義務者が異なつても差し支えない。</p> <p>申請書の記載事項等については、令第1条第1項((船長以外の者を納税義務者とする場合の承認の申請手続))の規定によるほか、次による。</p> <p>申請者である運航者が法人である場合には、当該法人の代表者(当該法人の代理権を有する支店長又は営業所長等であつて商法第40条((支配人の登記))の規定により登記した者を含む。)の名で申請させる。</p> <p>特別納税義務者となるべき者が法人である場合にも上記 と同様とするが、その者が外国法人である場合には商法第479条第2項及び第3項((外国法人の代表者及び営業所の登記))の規定により登記した本邦における主たる営業所の所在地、名称及び代表者の氏名を申請書に併記させる。</p> <p>~ 同左</p> <p>(外国法人の登記事項証明書)</p> <p>4 5 令第1条第2項((船長以外の者を納税義務者とする場合の承認の申請に係る添付書類))の規定により申請書に添付すべき法人の登記事項証明書は、外国法人にあつては、商法第479条((外国法人の代表者及び営業所の登記))の規定により登記した本邦における主たる営業所の登記事項証明書とする。</p>